

令和7年7月1日採用予定
地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項

令和7年3月31日

1 募集の目的

日光市は、全国で3番目の広大な面積を有していますが、その8割以上が森林で、多くの山間地や過疎地域等を有しています。

これら山間地等の保育施設では、利用者が年々減少しており、保育施設が担う大きな役割のひとつである「集団保育」が成り立っていない現状があります。

このような地域特性と当市の厳しい財政状況を鑑みると、集団保育といった役割に加え、保護者の就労支援を含めた生活支援や地域の賑わいづくり、費用対効果といった視点も加味した課題解決が求められています。

これらの課題解決に向けては、「①子どもにとっての集団保育の重要性」、「②地域・地区の生活支援と地域活性化」、「③市の財政健全化」に考慮した、新たな保育体制の構築が必要です。

このようななか、当市では、子ども・子育て支援新制度による“地域型保育事業”のひとつである“家庭的保育（保育ママ）事業”の活用を基本に、“地域の力”や“民間活力の導入”を視野に入れた体制を構築し、実践していくことを目指しています。

そこで、今回、山間地等の新たな保育体制の構築・運営を担うミッション型地域おこし協力隊として「地域保育推進プレーヤー」を募集します。

この募集は、日光市会計年度任用職員の任用手続に関する要綱（令和2年日光市告示第25号）及び日光市地域おこし協力隊員取扱要領に基づき行います。

2 主な活動内容

1	実施団体・プレーヤーの発掘や保育スペースの環境整備に向けた取り組み ・ 社会福祉法人、NPO法人等へのアプローチ（訪問、各種調整など） ・ プレーヤー発掘（保育ママなど）に向けた各エリア住民へのアプローチ ・ 各エリアにおける連携する保育施設の設定等に向けた準備作業 ・ 保育スペースの選定及び確定、保育スペースに必要な設備改修や物品の精査 など
2	家庭的保育事業運営にかかる活動 ・ 保育における具体的な実施内容の企画立案と各種保育マニュアル等の作成 ・ 現場の出勤体制（ローテーション）等の管理や現場での事業実施の総括・サポート ・ 保育以外の地域課題解決に向けた実施事業の検討 ・ 市等の関係機関との事務処理や連絡調整 ・ 毎月の活動報告書の提出、年間計画及び報告書等の作成 など

3	生業づくりに向けた活動 ・自治会や地域行事への参加 ・卒業後の事業の計画 など
---	---

3 応募の条件

応募資格 （右記のすべてを満たす必要があります。）	・申し込み時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島などの条件不利地域を除く。）に在住し、採用後、生活の拠点を日光市に移すとともに日光市に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も日光市に居住する意向のある方 ・地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有する方又は任用時点で取得見込みの方 ・パソコンの一般的な操作及び SNS の活用ができる方
求める人物像	・地域住民や地元事業者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・協調性のある方 ・地方創生、地域活性化に意欲があり、地域住民や関係団体とともに地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる方 ・日光市に定住し、粘り強くプロジェクトを継続する意思がある方 ・保育や子育て支援、地域支援に興味のある方 ・保育士資格を有する方に応募を限るものではありません

4 採用予定人数

1 名

5 雇用形態

地域保育推進プレーヤーは、日光市の会計年度任用職員として任用します。

活動期間は、令和 7 年度の採用日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。ただし、年度ごとに契約更新の可否を判断し、最大 3 回更新する場合があります。（任用日から最長 3 年間）

6 報酬

207,741 円/月（消費税及び地方消費税を含む。）（令和 7 年 4 月 1 日予定）

- ・ 6 月期及び 12 月期に、期末手当及び勤勉手当を支給します。
- ・ 通勤手当は、距離に応じて（片道 2 km 以上）支給します。

7 勤務条件

勤務地	・デスクは、日光市健康福祉部保育課に設置予定です。 ・研修等のため市外で活動をすることもあります。	
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（うち休憩 1 時間） ただし、業務の関係で、始業又は終業時間の変更を行う場合があります。	
活動日数	週 5 日（35 時間） ・原則、月曜日から金曜日までの平日	
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ・イベントや研修等で休日出勤や時間外業務が発生する可能性があります。その場合は、別日に振替となります。 ・年次有給休暇は、日光市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和 2 年日光市規則第 29 号）により付与されます。 また、特別休暇（夏季休暇等）を取得することができます。	
待遇・福利厚生	住居	・住居は個人での契約となりますが、賃貸の場合は月上限 3 万円まで市が補助いたします。 ・住居に係る光熱水費等は、自己負担となります。 ・引越旅費や転居に係る費用については、自己負担となります。
	活動経費	・活動には自己所有の携帯電話を使用いただき、通信費は自己負担となります。 ・活動には公用車をご利用いただきますが、通勤に関しては自家用車を使用いただきます。 ・任期中に活用できる補助金として、活動支援補助金（活動に必要な研修、資格取得のための教材費、受験料等）、定住支援補助金（家賃、駐車場代、共益費（合わせて月 3 万円上限））、起業等支援補助金（活動 2 年目から起業や事業継承に必要な経費として合計 100 万円上限）があります。
	社会保険	・健康保険（共済保険）加入 ・厚生年金保険加入 ・雇用保険加入 ・非常勤職員等公務災害補償加入又は労災保険加入
	兼業	・基本可（ただし、内容により市との協議が必要です。）

退任後に活用できる支援	要件	
	・地域おこし協力隊としての活動期間が2年以上あること。 ・地域おこし協力隊としての活動期間の終了の日から3年以上市内に定住する意思をもって行う活動であること。	
	定住支援	・家賃、駐車場代、共益費（合わせて月3万円を上限。退任から3年間で上限150万円。持ち家に対する修繕費の支援もあります。）
	起業等支援	・申請時期 退任後1年以内 ・起業や事業承継に必要な経費として、任期中（活動2年目以降）と退任後の合計で上限100万円
市で実施中の各種制度（令和6年4月1日現在）	・起業・創業支援サロン（起業や経営に関する個別相談、スタートアップセミナーへの参加） ・空き店舗家賃補助制度（市内空き店舗を活用して新たに事業を開始する場合の家賃補助） ・商店リフレッシュ事業（既存店舗や空き店舗を改装・改修するための費用を補助）	

8 提出書類・選考の方法

（1）提出書類

① 応募時

- ・日光市地域おこし協力隊応募用紙 : 様式指定

② 最終面接時

- ・現住所の住民票 : 1ヶ月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

③ 応募用紙の送付先

日光市地域振興部地域振興課

メールアドレス chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp

（2）選考方法

① カジュアル面談の実施 	・日光市の担当者が、WEBでカジュアル面談を行います。 ・ミッション内容の詳細な説明をお話します。 ・志望動機やこれまでの経験などをヒアリングいたします。 ・応募者から日光市に聞きたいこと等を聞き取ります。 https://logoform.jp/form/city-nikko/981907 カジュアル面談申し込みフォームからお申し込みください。
---	--

② 応募書類の受付	・必要書類を送付いただき、正式に応募したものとします。
③ 書類選考	・応募書類及びヒアリング内容をまとめたシートをもとに日光市にて選考を行います。 ・選考結果は、メールでお伝えします。
④ 第1次面接（WEB）	・書類選考合格者を対象に、日光市担当者とWEB面談を行います。日程については、後日お知らせします。
⑤ 最終面接（現地）	・一次面接合格者を対象に、日光市役所で対面で面接を行います。 ・面接日は、一次面接選考結果を通知する際に応募者にお知らせします。 ・面接時には、必要書類を持参または郵送いただきます。 ※ 交通費等に関しては、自己負担となります。
⑥ 最終結果の通知	・選考終了後に、結果を文書で通知します。

9 応募期限

令和7年5月2日まで

10 任用時期

令和7年7月1日以降（採用予定者と協議の上、採用日を決定します）

11 地域おこし協力隊として活動する担当課

日光市健康福祉部保育課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5186 （平日午前8時30分～午後5時15分）

12 地域おこし協力隊採用担当課

日光市地域振興部地域振興課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

TEL 0288-21-5147 （平日午前8時30分～午後5時15分）